

県内の主な被害 4月13日現在

人的被害	死亡	13市町村	23名
	重症	15市町村	33名
	行方不明	1市	1名
物的被害	住宅	全壊	711棟
		半壊	3,453棟
		一部損壊	77,070棟
県管理道路	通行止め最大箇所数		133箇所
	(うち橋梁)		42箇所
4月13日現在通行止め			32箇所
(うち橋梁)			15箇所

※最新の情報は、県ホームページをご覧ください。

茨城県民の避難者

ピーク時77,285人(3月12日8時)
4月13日現在 320人

福島県からの避難者

ピーク時1,865人(3月21日10時)
4月13日現在 453人

東日本大震災について

平成二十三年三月十一日午後二時四十六分、三陸沖で発生した我が国観測史上最大のマグニチュード(M)9.0という巨大地震は、宮城県栗原市において震度7を記録するとともに、本県でも日立市ほか三市において震度6強と、これまで県内において発生した地震の中で最も大きな震度を記録しました。また、その三十分後に本県沖を

震源として発生したマグニチュード(M)7.4の地震でも、鉾田市で震度6弱を記録しました。さらに、東北地方の太平洋沿岸において、最大波が二十三メートル以上と言われる津波が来襲し、多くの人命を奪うとともに、市街地などに壊滅的な打撃を与えました。本県においても、地震に加え、最大6・3メートルに達

今定例会の概要

平成二十三年第一回定例会は、二月二十八日から三月二十二日まで二十三日間の会期で開かれました。議案は、知事から平成二十三年度一般会計予算や茨城県流域下水道事業基金条例など、議員から議会の議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する

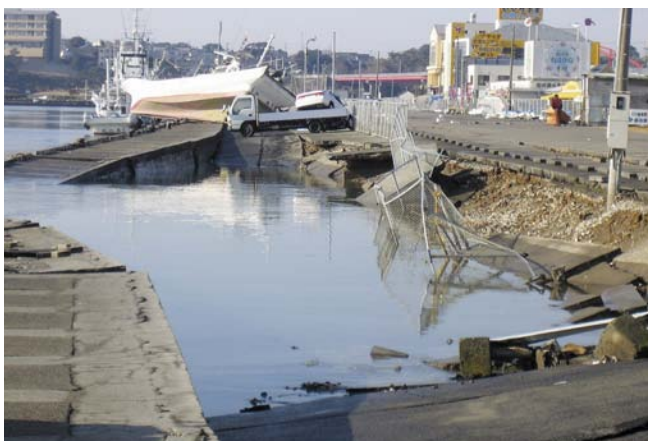
条例や、「子ども手当」財源の全額国庫負担を求める決議などが提出されました。続いて三日から九日にかけて、各会派による代表質問(六・七面)や一般質問(八・九面)が行われました。東日本大震災が発生した三月十一日、県議会では、議事堂の四階及び

五階において常任委員会の最中であり、付託議案やその他所管事務に関する質疑を行っていましたが、委員会室の天井や壁が崩落するなどし、委員会は急ぎよ中断、議員及び関係者は建物の外に避難しました。十五日の議会運営委員会において、予算特別委員会の中止など、日程を変更し、二十二日の本会議は、余震など

により議場が崩壊する恐れがあるため、場所を議会大会議室に変更し、議員及び関係者は防災服姿で本会議に臨みました。(二面写真) 今回の定例会では、予算、条例、人事、意見書、決議など八十二件の議案などが可決、同意、承認されました。

ライフラインなどの状況

本県の電気、水道、ガスなどのライフラインは地震により大きなダメージ



津波の被害を受けた那珂湊漁港 (ひたちなか市)

したと言われる津波により、多くの人命が奪われるとともに、家屋や船舶などに甚大な被害が生じました。県内に設置された避難所では、ピーク時で七万七千二百八十五人の方が避難生活を余儀なくされました。本県の人的被害及び物的被害については、表を参照ください。



地震により陥没した道路 (神栖市)

を受けました。地震発生直後においては、電気については、県内の約80%が停電し、水道については、全域断水が二十六市町村、一部断水が十二市町村という状況でした。電気については、三月十八日に全市町村で復旧し、水道についても復旧作業が進められました。が、四月十二日現在においても、北茨城市、鹿嶋市、潮来市、神栖市の四市で一部断水が続いております。また、ガスについては三月二十四日に全面復旧しています。鉄道各線や県内各バス路線などの公共交通機関についても、地震により多大な被害を受け、その運行に支障をき



液状化によるマンホールの抜け上がり (潮来市)

たしておりましたが、着実に復旧しつつあります。ライフラインなどの状況については、詳しくは、県ホームページをご覧ください。
(http://www.pref.ibaraki.jp/) なお、この地震に伴い余震が多数発生しています。揺れの強かった地域では、余震による強い揺れによって土砂災害や家屋の倒壊などの危険がありますので、引き続き余震に警戒してください。また、大きな余震が発生すると津波が発生する可能性があり、津波警報や津波注意報が発表される場合がありますので、十分注意してください。



津波の被害を受けた大津漁港 (北茨城市)